

お知らせ なんたん

新南丹市
電話 0771-68-0001

第97号(4の4)平成22年1月22日発行

2月7日は南丹市議会議員一般選挙の投票日です— みんなそろって投票しましょう —

南丹市議会議員一般選挙を平成22年2月7日(日)に執行します。

投票できる方は、日本国民であり平成22年2月8日以前に生まれた方(満20歳以上)で、引き続き南丹市の区域内に3カ月以上住所を有する方(平成21年10月30日以前に住民登録された方)です。投票時間は午前7時から午後8時までで、各地域の投票所は下記の投票所一覧のとおりです。

●期日前投票について

仕事、用事、旅行、病気、出産などのため、投票日の当日、投票所に行けないと見込まれる方のために、投票日の前でも次の場所・期間中に投票ができます。

場所：南丹市役所2号庁舎1階101会議室、南丹市八木支所1階市民ルーム
南丹市日吉支所3階防災センター会議室、美山文化ホール2階第1会議室

期間：2月1日(月)～6日(土)(6日間)

※期日前投票時間は、いずれも午前8時30分～午後8時までです。お住まいの地域に関係なく、いずれの期日前投票所でも投票できます。

●不在者投票について

仕事や旅行などで、選挙期間中、南丹市以外の市区町村に滞在している方は、南丹市選挙管理委員会に、直接または郵便などで投票用紙など必要な書類を事前に請求することによって、滞在先の市区町村の選挙管理委員会で不在者投票ができます。また、京都府選挙管理委員会が指定する病院や施設に入院・入所している方は、その施設内で不在者投票ができます。投票期間は「期日前投票」と同じく、2月1日(月)～6日(土)までです。

●郵便による不在者投票について

身体障害者手帳などをお持ちで一定の障がいのある方については、郵便を利用して在宅で投票できる「郵便による不在者投票制度」があります。この制度を利用するには、事前に手続きをして「郵便等投票証明書」の交付を受けていただく必要があります。

- ・身体障害者手帳に両下肢、体幹、移動機能の障がいの程度が1級または2級である者として記載されている方
- ・身体障害者手帳に心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がいの程度が1級または3級である者として記載されている方
- ・身体障害者手帳に免疫の障がいの程度が1級から3級である者として記載されている方
- ・介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の方

すでに「郵便等投票証明書」をお持ちの方は、もう一度証明書を確認いただき有効期限が切れていないか確認してください。有効期限が終了している場合は、あらためて申請が必要です。

また、郵便による不在者投票ができる方で、以下に該当する方は、あらかじめ南丹市選挙管理委員会に届け出た人による代理記載ができます。

- ・身体障害者手帳に上肢または視覚の障害の程度が1級として記載されている方

※手帳の記載では該当するかわからないときは、お問い合わせください。

●投票所一覧 投票所は入場券に表示してありますので、もう一度ご確認ください。

投票区	投票所	投票区の区域など
第17区	南丹市役所八木支所	本町1丁目、栄町1丁目・2丁目、垣内、南丹病院
第18区	八木防災センター	本町2丁目・3丁目・4丁目・5丁目・6丁目、栄町3丁目
第19区	八木小学校	本郷東、本郷西、本郷南、本郷北
第20区	青戸公民館	青戸、屋賀上
第21区	西田公民館	西田、井ノ尻、ヴィラ多国山
第22区	東部文化センター	観音寺、屋賀、北屋賀
第23区	氷所コミュニティセンター	氷所
第24区	日置会議所	日置
第25区	北広瀬区公民館	刑部、北広瀬
第26区	北地区自治振興会館(北公民館)	船枝、室橋、諸畑、ラポール八木
第27区	山室ふれあいセンター	山室
第28区	池上公民館	野条、池上
第29区	西地区自治振興会館(西地区コミュニティセンター)	鳥羽、玉ノ井、八木嶋の一部(新町、片原、町田)
第30区	室河原公民館	美里、室河原、木原、池ノ内
第31区	大藪会議所	大藪、折戸、南広瀬、柴山、八木嶋(第29区に属する区域を除く)、あけぼの学園
第32区	神吉地区自治振興会館(神吉公民館)	神吉上、神吉下、神吉和田

◇ 問合せ先 南丹市選挙管理委員会 TEL (0771) 68-0002 FAX (0771) 63-0653